

各種申請書の書き方（異動届出書）

◎退職したとき（普通徴収への切替）

本人の希望による普通徴収への変更はできません。
また、税額が発生していない方も異動届出書の提出が必要です。

宜野湾花子
の住民税（市・県民税）

年 税 額 96,200円

月 割 額	
6月 8,200	} 徴収済額 48,200円
7月 8,000	
8月 8,000	
9月 8,000	
10月 8,000	
11月 8,000	} 未徴収額 48,000円 退職者本人へ 役所から納税 通知書を発送 します。
12月 8,000	
1月 8,000	
2月 8,000	
3月 8,000	
4月 8,000	
5月 8,000	

給 与 支 払 報 告 特 別 徴 収 に 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

		年度																		
		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度																
宜野湾 市町村长殿 令和 △ 年 12月 1日 提出	所在地	〒 宜野湾市野嵩〇丁目〇番〇号																		
	フリガナ	ギノワンショウジカブシキガイシャ																		
	氏名又は名称	宜野湾商事 株式会社																		
	個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4						
特別徴収者 給与支払者	(ア) 特別徴収税額 (年税額)			(イ) 徴収済額			(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)			異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
フリガナ	ギノワン ハナコ			96,200 円			6 月から 11 月まで			12 月から 5 月まで			20△△ 年 10 月 31 日		1 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 <small>(事由・理由)</small>		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
氏名	宜野湾 花子																			
生年月日	S53 年 6 月 30 日																			
個人番号	1	2	3																4	5
受給者番号	(ア) 特別徴収税額 (年税額)			(イ) 徴収済額			(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)			異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
1月1日 現在の住所	宜野湾市伊佐〇丁目〇番〇号			48,200 円			6 月から 11 月まで			12 月から 5 月まで			20△△ 年 10 月 31 日		1 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 <small>(事由・理由)</small>		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
異動後の 住所	(ア) 特別徴収税額 (年税額)																			
1. 特別徴収継続の場合				(新規) 法人番号				新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。												
(新しい 勤務先)	特別徴収義務者 指 定 番 号	所在地						担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名	電話			内線 ()		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	
2. 一括徴収の場合				徴収予定月日				徴収予定額 (上記(ウ)と同額)				左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限) で 納入します。								
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため			2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			月 日			円										
3. 普通徴収の場合				※市町村記入欄				1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため				2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため				3. 死亡による退職であるため				